

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 23 日	
東京都知事 殿	
提出者 住 所 東京都千代田区一番町 3 1 氏 名 株式会社銭高組東京支社 執行役員支社長 西尾嘉洋 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0 3 - 3 2 6 5 - 4 6 1 1	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社銭高組東京支社
事業場の所在地	東京都千代田区一番町 3 1
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日 (一年間)
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	東京支社前年度完成工事高 397億円
③従業員数	456人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙資料－ 1 廃棄物処理フロー図参照

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙資料－2、資料2－1 参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥（水銀関係除く）	廃プラスチック類
	排出量	14,644.61 t	46.00 t
	（これまでに実施した取組） ・施工高あたりの新築系産業廃棄物（汚泥除く）排出量に管理目標値を設け、総排出量の削減を図る。 ・新築建設工事の混合廃棄物について目標値を設け、発生の抑制を図る。 ・施工方法を考慮することにより産業廃棄物の発生の抑制を図る。 ・メーカーによる過剰梱包材による持込監視の強化を行う。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥（水銀関係除く）	廃プラスチック類
	排出量	2,000.00 t	50.00 t
	（今後実施する予定の取組） ・上記①現状の取り組みを継続し、各作業所への指導教育の強化を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・廃プラスチック、木くず、紙くず、ダンボール、繊維くず、廃石膏ボード、ガラス陶磁器くず、コンクリート塊、廃アスファルト、金属くず ・その他がれき類、混合廃棄物、石綿含有廃棄物、廃油 ・水銀使用廃棄物の15種類 ・ゼロエミッション活動による分別の徹底
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・上記①現状の取り組みを継続し、各作業所への指導教育の強化を図る。 ・ゼロエミッション活動の更なる推進により混合廃棄物の削減を図る。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和 5 年度）実績】				
産業廃棄物の種類	金属くず(水銀関連除く)	ガラス陶磁器等くず(水銀関連除く)	がれき類	紙くず
排 出 量	2. 26 t	43. 90 t	9, 079. 24 t	11. 19 t
【目標】				
産業廃棄物の種類	金属くず(水銀関連除く)	ガラス陶磁器等くず(水銀関連除く)	がれき類	紙くず
排 出 量	10. 00 t	120. 00 t	1, 500. 00 t	50. 00 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和 5 年度）実績】				
産業廃棄物の種類	木くず	建設混合廃棄物	-	-
排 出 量	48.39 t	61.05 t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	木くず	建設混合廃棄物	-	-
排 出 量	120.00 t	100.00 t	- t	- t

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥（水銀関係除く）	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥（水銀関係除く）	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥（水銀関係除く）	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥（水銀関係除く）	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	金属くず(水銀関連除く)	ガラス陶磁器等くず(水銀関連除く)	がれき類	紙くず
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	金属くず(水銀関連除く)	ガラス陶磁器等くず(水銀関連除く)	がれき類	紙くず
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	金属くず(水銀関連除く)	ガラス陶磁器等くず(水銀関連除く)	がれき類	紙くず
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	金属くず(水銀関連除く)	ガラス陶磁器等くず(水銀関連除く)	がれき類	紙くず
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	建設混合廃棄物	-	-
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	木くず	建設混合廃棄物	-	-
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	建設混合廃棄物	-	-
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	木くず	建設混合廃棄物	-	-
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥（水銀関係除く）	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥（水銀関係除く）	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組）		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥（水銀関係除く）	廃プラスチック類
	全処理委託量	14,644.61 t	46.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	11,077.55 t	46.00 t
	再生利用業者への処理委託量	14,644.61 t	21.34 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	16.66 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	4.24 t
	（これまでに実施した取組）		
	・業者選定時に於ける優良認定処理事業者の確認徹底を図る。		
	・優良認定処理事業者及び認定熱回収業者について、作業所への教育を徹底するとともに、幅広い採用を図る。		

(第4面) - 2

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	金属くず(水銀関連除く)	ガラス陶磁器等くず(水銀関連除く)	がれき類	紙くず
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	金属くず(水銀関連除く)	ガラス陶磁器等くず(水銀関連除く)	がれき類	紙くず
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	金属くず(水銀関連除く)	ガラス陶磁器等くず(水銀関連除く)	がれき類	紙くず
全処理委託量	2.26 t	43.90 t	9,079.24 t	11.19 t
優良認定処理業者への処理委託量	2.26 t	43.90 t	2,071.44 t	11.19 t
再生利用業者への処理委託量	2.26 t	38.61 t	9,068.22 t	11.19 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(第4面) - 3

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	建設混合廃棄物	-	-
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	木くず	建設混合廃棄物	-	-
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	建設混合廃棄物	-	-
全処理委託量	48.39 t	61.05 t	- t	- t
優良認定処理業者 への処理委託量	48.39 t	61.05 t	- t	- t
再生利用業者への 処理委託量	45.40 t	38.61 t	- t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	2.99 t	11.68 t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	3.01 t	- t	- t

(第5面)

	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	建設汚泥（水銀関係除く）	廃プラスチック類
		全処理委託量	2,000.00 t	50.00 t
		優良認定処理業者への処理委託量	2,000.00 t	50.00 t
		再生利用業者への処理委託量	2,000.00 t	38.00 t
		認定熱回収業者への処理委託量	- t	6.00 t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	3.50 t
		(今後実施する予定の取組) ・①現状で行っていることを継続して行う。 ・リサイクル率の高い業者の開拓を行う。		
	※事務処理欄			

(第5面) - 2

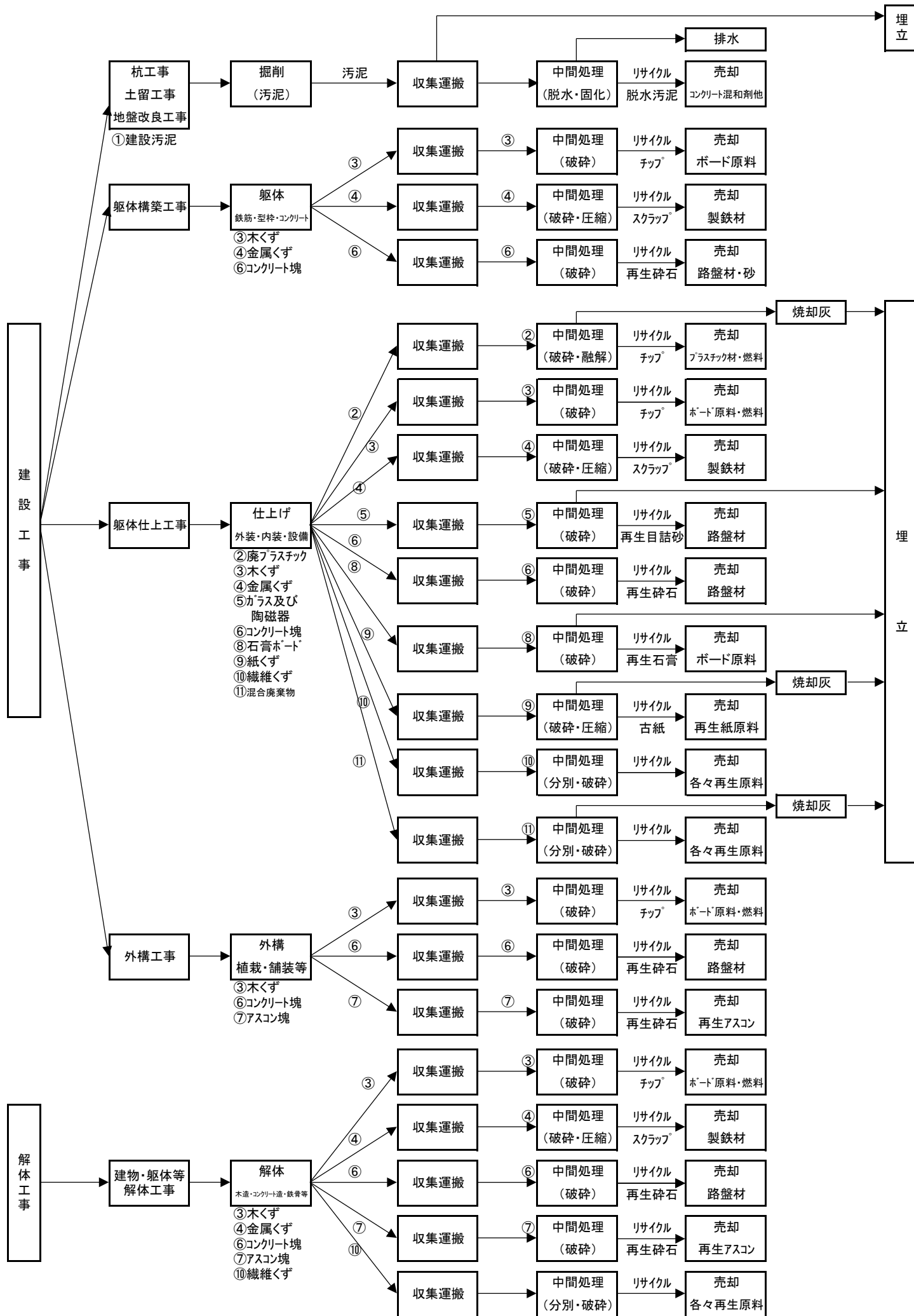
【目標】				
産業廃棄物の種類	金属くず(水銀関連除く)	ガラス陶磁器等くず(水銀関連除く)	がれき類	紙くず
全 処 理 委 託 量	10.00 t	120.00 t	1,500.00 t	50.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	10.00 t	120.00 t	1,500.00 t	50.00 t
再生利用業者への処 理 委 託 量	10.00 t	114.00 t	1,500.00 t	50.00 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

	【目標】				
	産業廃棄物の種類	木くず	建設混合廃棄物	-	-
	全 処 理 委 託 量	120.00 t	100.00 t	- t	- t
	優良認定処理業者 への処理委託量	120.00 t	100.00 t	- t	- t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	100.00 t	72.00 t	- t	- t
	認定熱回収業者 への処理委託量	20.00 t	10.00 t	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	8.00 t	- t	- t

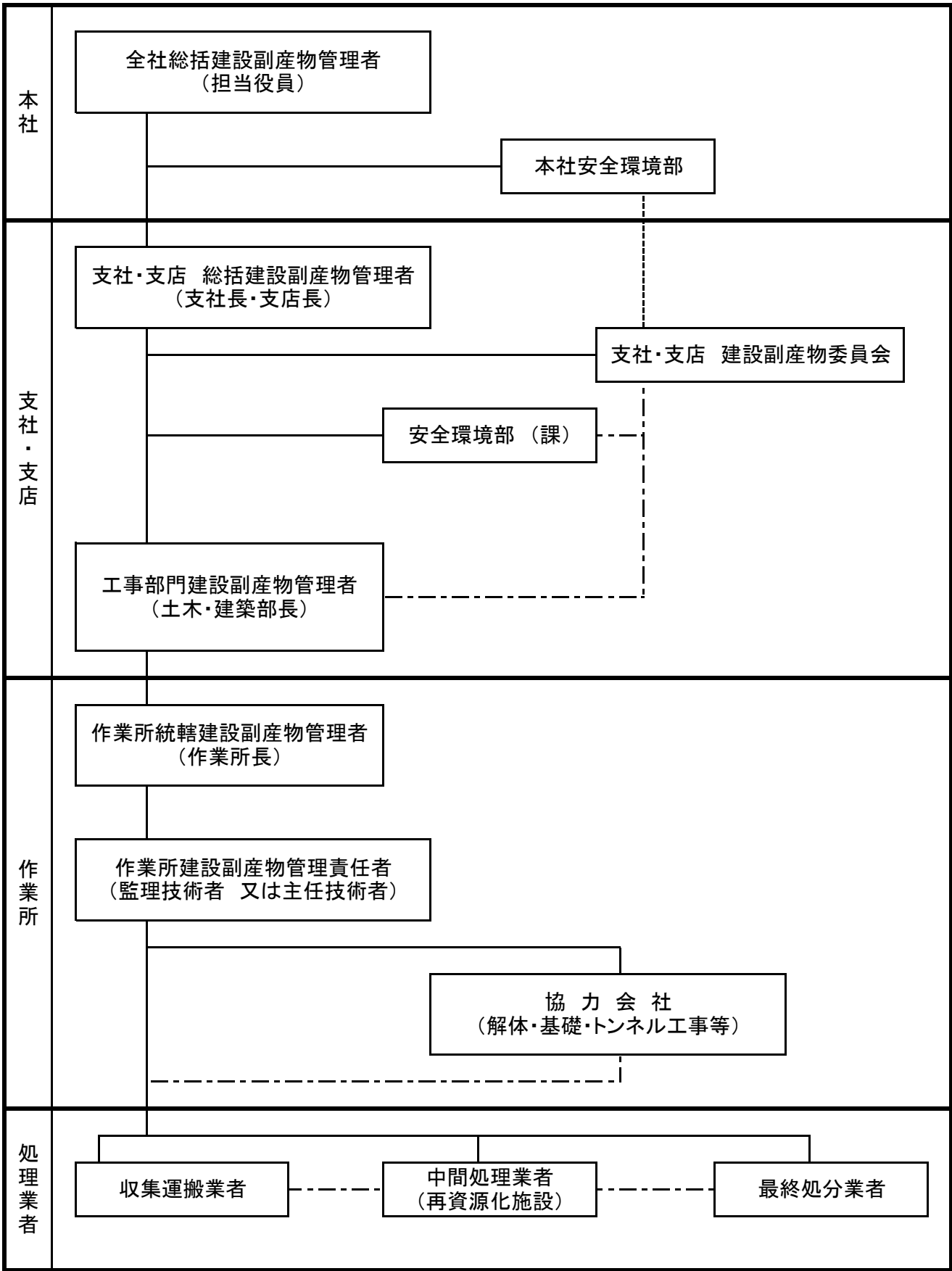
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

廃棄物処理フロー図



錢高組建設副產物管理体制組織図



—— 指示系統

- - - - 連絡系統

作業所建設副産物管理機構図

支社・支店名	東京支社	作業所名	
--------	------	------	--

